0.970、F × 1.948、G × 0.855、H × 0.765 及び I × 0.775 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［2～30　略］

31　児童扶養手当支給者数は、平成二十九年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「施設入所支援」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」及び「自立生活援助」を合算した数とする。

33　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」、「就労定着支援」、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を合算した数とする。

［34　略］

九　保健衛生費　人口

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$B_1 \times 7{,}100{,}000\text{円} + B_2 \times 372{,}500\text{円} + \{(C - 153) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 4{,}700\text{円} + F \times 1{,}000\text{円} + \sum_{n=12}^{30} (\quad$

0.945、F × 2.010、G × 0.896、H × 0.730 及び I × 0.670 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［2～30　同上］

31　児童扶養手当支給者数は、平成二十八年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号附表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の全部支給者の数と一部停止者の数の合計数とする。

32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「施設入所支援」及び「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）」を合算した数とする。

33　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を合算した数とする。

［34　同上］

九　保健衛生費　人口

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に九〇三・三を、診療所病床数に四七・七を、簡易水道等給水人口に〇・六〇を、簡易水道事業債元利償還金に〇・一三を、平成十二年度に発行を許可された簡易水道事業債の額（以下この表において「簡易水道事業債許可額」という。）に〇・〇〇六二三を、平成十三年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇六六二を、平成十四年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇五七三を、平成十五年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇六七四を、平成十六年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇七三八を、市場公募都市に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇六三六を、市場公募都市以外の市町